

65歳 以上の人 【第1号被保険者】

特集

第1号被保険者の
介護保険料

10月から介護保険料を 納めていただきます

4月から介護保険制度がスタートしました。介護保険制度では、40歳以上のすべての人に介護保険料を納めていただきます。65歳以上の人(第1号被保険者)は10月分から保険料を納めていただくことになります。この特集では、65歳以上の人介護保険料とその納め方をお知らせします。

被保険者は第1号と
第2号に分かれています

65歳以上は第1号被保険者

介護保険には四十歳以上のすべての人が加入し、加入者は年齢によって六十五歳以上の「第1号被保険者」と四十歳以上六十五歳未満の「第2号被保険者」に分かれています。第1号被保険者と第2号被保険者では、介護保険料の決め方や納め方が違います。

第1号被保険者は介護保険料を個別に納めますが、第2号被保険者は加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。

